

2006年3月28日

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会

委員長 室崎益輝様

障害のある人と援助者でつくる

日本グループホーム学会

代表 室津滋樹

認知症高齢者グループホーム等において講ずべき防火上の対策（案）

についての意見

私たち「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」は、障害のある人、援助者、家族、研究者、弁護士、建築関係者など幅広い人が集まってグループホームについて考え、研究し、暮らしやすいグループホームをつくっていかうと2年前に結成された団体です。

私たちは、1月8日未明、長崎県大村市の高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で発生した入居者7名が犠牲となる大惨事を再び繰り返さないためにも様々な方向からの検証と徹底的な原因究明が必要だと考えてきました。

日本グループホーム学会としても、1月13～14日に現地調査を行い、短時間の調査でしたが、その中でも、いくつかの問題点が浮かび上がってきました。

- (1) 地域との連携の問題（立地上の問題）
- (2) 職員の勤務体制及び管理者の勤務体制の問題
- (3) 建物の安全性の問題
- (4) 建設業者主導で進められるグループホーム設立時の問題。

とりわけ地域との連携の問題（立地上の問題）は、大きな問題です。やすらぎの里さくら館は「地域の中にあるグループホーム」という理念とはかけ離れた場所にあります。周辺に民家はなく、山林を造成してつくられた敷地に建てられています。つまり近隣には住民が住んでおらず、消火栓も500メートル以上先までない、そのため消火にあたってはホースを何本もつなぎ、途中でポンプ車が必要だったときいています。

地域の支援がない環境にあったため、火災が起きたとき、救出、初期消火、通報などすべてをグループホームスタッフのみで行わなければならない状況でした。グループホームが地域の中にあればいろいろな人が駆けつけてくれたに違いありません。このグループホームは地域の支え合い、助け合いのしくみの外にあったのではないかと思います。

一方、認知症高齢者グループホーム等において講ずべき防火上の対策（案）では、住宅用スプリンクラーの設置を義務づけるべきだとしています。

しかし、その前に、消火栓もなく、近隣住民の支えもない場所にグループホームがつけられ、認可されてきたことを問題にすべきなのではないでしょうか。

また、やすらぎの里さくら館の建物は徘徊の防止と防犯への対応のためということで、各居室の窓は掃き出し窓ではなく、腰窓になっており、入居者は自力で外へ避難できない構造になっていました。更に窓ガラスは強化ガラスであり、外に出られず、窓を割って救出することも困難でした。消防法上違法性はないとされていますが、認知症高齢者にとって安全性に問題があったのではないのでしょうか。

グループホームは火災だけに対応すればすむわけではありません。大きな地震や津波、洪水、崖崩れ、又は盗難等の犯罪、こうした様々な事態に対応しなければなりません。地域の支えもなく、建物の安全性にも問題があるまま、スプリンクラーを設置しても、地震や津波、洪水、崖崩れ、には役に立たません。

そもそも、入居者の住まいであるグループホームの安全管理の責任は、すべて運営側にあるとするのは、まさに施設の発想ですし、入居者は保護され、管理されるだけの存在になってしまうのではないのでしょうか。グループホームは入居者自身が責任を負いながら最大限自己決定を尊重する「入居者の住まい」です。とりわけ障害者のグループホーム制度は建物には一切の補助がない、人的な介助の制度です。にも関わらず、「避難困難な者が入所しており防火安全対策を講ずる必要性が高い」ことを理由に、「福祉施設として消防法令が適用されること」が必要だとするなら、避難困難な者が暮らしている防火安全対策を講ずる必要性が高い個人住宅やアパートすべてを福祉施設としなければならないでしょう。

また、確かにやすらぎの里にスプリンクラーが設置されていれば7名の方の命は守れた

に違いありません。しかし、数万円で設置できる住宅用の火災警報機が設置されていても、やはり同様に7名の方の命は守れたのでないでしょうか？スプリンクラーのみが命を守る方法ではありません。他の方法があるにもかかわらず、設置に多くの費用を要するスプリンクラーの設置を義務化すれば、ホームの増加にブレーキをかけ、退居せざるを得ない入居者が発生します。介護地獄とよばれ、無理心中が頻発していた時代に逆戻りさせることが本当に「命を守った」と言えるのでしょうか。

私たちは、グループホームを福祉施設として扱うこと、一律にスプリンクラーの設置を義務づけることには反対です。また、障害者のグループホーム関係者やグループホームの入居者の意見をきくことなく、また障害者のグループホーム関係者が議論に加わることもなく、障害者のグループホームに対する制限を決めてしまうことは決して許されるものではないと考えています。火災への備えは、入居者、事業者、消防庁とが共に取り組んでこそ達成できるものです。当事者抜きに「防火上の対策」を決めてしまわないよう、強く要望いたします。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
事務局；〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830

白梅学園短期大学 堀江研究室内

FAX 042-346-5644

E-mail mayumi@shiraume.ac.jp